

事 務 連 絡
令 和 5 年 4 月 3 日

各検疫所 御中

医 薬 ・ 生 活 衛 生 局
検 疫 所 業 務 課

中国に寄港歴のある船舶の乗務員が上陸する場合の対応について（廃止）

標記について、令和5年4月3日公表「今後の水際措置について」により臨時的な措置が変更となったことから、検疫措置を下記のとおりとするので、各検疫所におかれましては御対応方よろしくお願いいたします。

記

- 1 中国に寄港歴のある船舶の乗務員が上陸する場合の対応について（令和4年12月28日付け事務連絡）については廃止する。
- 2 上記に基づく対応は、令和5年4月5日午前0時（日本時間）以降に入港する船舶から適用する。